東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 4月 3日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 4月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1		海水熱交換器建屋の南側屋外に敷設されている海水熱交換器建屋南側2階ジブクレーン用の仮設電源ケーブル(3号機より電源供給)において、ケーブル被覆の一部に傷(破れ)が認められたため、元電源を「切」にし、電源供給を2号機に変更し、ケーブル敷設ルートを屋内に変更。	GⅢ	
2	1·2号廃棄物 処理設備	洗濯廃液系ろ過器B逆洗弁の開動作中において、当該逆洗弁の電磁弁排気ライン付近から異音(カラカラ音)の発生が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	欠番			H25.4.5委員会に て重複のため破 棄
4		換気空調系サイトバンカ建屋入退域エリア空調機において、蒸気(汚染無し)の間欠的吹き出しが認められたため、当該空調機を停止するとともに点検・修理。	GⅢ	